

年金額を増やしませんか？

付加保険料納付のご案内

国民年金の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、将来、受け取る年金額を増やすことができます。
付加保険料の納付を希望する人は手続きが必要です。

納めることのできる人／●国民年金第1号被保険者 ●任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
●国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

付加保険料の額／月額400円

受け取る付加年金額／200円

×付加保険料納付月数

※20年間付加保険料を納めた場合、1年間で受け取る付加年金額は、48,000円(200円×240月)になります。

受給期間2年で、納めた付加保険料と同額になります。

申し込み方法／免許証などの本人確認ができるものを持参し、保険年金課で申請してください。

〔注意事項〕

●付加保険料の納付は、申し出月からの開始になります。

●付加保険料の納期限は、当該月の翌月末日になります。

付加年金額の計算式(例)

付加保険料を20年間納めると	
○付加保険料の納付総額	400円×240月(20年)=96,000円
付加年金を3年間受け取ると	
○1年間で受け取る付加年金額	200円×240月(20年)=48,000円
↓	
○3年間で受け取る付加年金額	48,000円×3年=144,000円

申し込み・問い合わせ先
保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5332

もしものときに対応できるように

緊急通報装置を貸し出しています

緊急通報装置は、高齢者が急病などの緊急時に、ボタンひとつで相談センターに通報が入る装置です。24時間いつでもつながり、状況に応じてセンターから救急車の要請や、緊急連絡先の協力員に連絡します。看護師などが常駐しているので、健康相談なども受けられます。

対象／65歳以上の1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯 ※働いている人や、別棟や隣家に身内が居住している場合は対象外です。申し込みには、緊急時に駆け付ける人の事前登録が必要です。

費用／1か月当たり上限2,915円 ※所得税非課税の人は無料。所得に応じて一部負担あり。

緊急通報装置と連動した装置

緊急通報装置の貸し出しと併せて、火災などのトラブル

が発生したときに、相談センターに速やかに通報するための装置を設置します。

●火災警報器

固定電話がある世帯へ、寝室に煙式、台所に熱式の警報器を各1個を設置します。火災が発生した場合に、センターが通報を受信して消防車の出動を要請します。

●人感センサー

人の熱で動きを感知するセンサーを設置します。設定した時間に、人の動きを感知できないなどの異常を検知すると、センターが通報を受信し、協力員などへ駆け付けを依頼します。

申し込み・問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)

通報の流れ

